

◎ 不在者投票に関する基礎的な情報

1 選挙の種類

川口市長選挙及び川口市議会議員補欠選挙

2 選挙期日

令和8年2月1日（日）

3 選挙期日の告示

令和8年1月25日（日）

4 不在者投票のできる期間

告示日の翌日から選挙期日の前日まで

5 不在者投票指定施設で投票できる時間

午前8時30分から午後5時まで

6 投票できる者（選挙人名簿に登録されている者）（2つの要件を満たす必要がある）

（1） 年齢の要件・・・平成20年2月2日までに生まれた者

（2） 住所の要件・・・令和7年10月24日までに川口市内に住所を有している者

投票するまでに川口市から他の市区町村に転出されたかたは、投票できません。

7 市内転居者の住所の取扱い

令和7年12月23日以降に、市内から市内へ転居届けを出されたかたは転居する前の住所を記載してください。

8 経費の請求先

川口市長